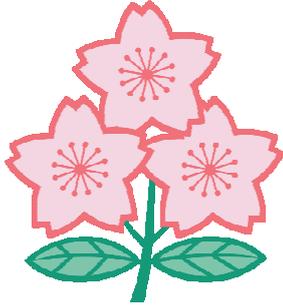


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和2年4月号 vol.66



今朝、舞鶴公園の桜の木の下を歩いていると、桜の花を一つだけ見つけました。今年、コロナの影響で、公園の桜まつりも中止との掲示が出ていました。ちょっと寂しい春になりそうです。

でも、こんな騒動の中でも桜は毎年同じように花を付け、たぶん一週間もすれば満開になるでしょう。4月、この春は静かな公園の桜を眺めながら、平常心を保ち、この難局を乗り越えて行けたらと思います。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



新型コロナウイルス感染症の影響で、国税庁は、個人の所得税、消費税、贈与税の申告期限を「4月16日」に一律延長する旨を公表しています。今回は、この申告期限の延長について解説します。

”災害その他やむを得ない理由で申告期限の延長を受けることができます”

申告期限の延長には以下のような形態があります。

①国税庁長官が地域と期日を指定して延長する「地域指定」、対象者の範囲と期日を指定して延長する「対象者指定」。これらは自動的に期限が延長されるもので、今回の個人の所得税等の確定申告では、全国一律で申告期限が延長された極めて例外的な措置になります。

②①以外でも、納税者の申請により延長が受けられる「個別指定」というものがあります。災害その他やむを得ない理由が止んだ日から相当の期間内に延長申請書を税務署に提出することで認められます。以下のような場合が該当します。

- ・地震などによる事務所等の直接的な被害
- ・ライフラインの遮断
- ・帳簿書類の滅失や会計データの破損
- ・顧問税理士の被災

申告期限延長の措置を受けずに、期限後の申告となると、青色申告の65万円控除が認められないなどのペナルティがあるので注意が必要です。

「今月の本の紹介」

「時間は存在しない」

(カルロ・ロヴェッリ 著・NHK出版)

タイトルに魅せられて買ってしまった一冊です。物理学の考えが散りばめられていて、やや難解ではありましたが、そもそも時間って何なの？と普段考えることもないことを考えてみる機会を得られました。

時間という絶対的なものは存在せず、それぞれの精神の中にそれぞれの時間が存在しているに過ぎないという考えは腑に落ちた気がします。

そう考えると、自分の時間の中で人生の物語を描いていくということも楽しくなると思います。

「気まぐれ簡単レシピ」

<しらすと空豆の土鍋ご飯>

- ・米 2合
- ・しらす干し 大3
- ・空豆 20さや位 →薄皮をむく

①土鍋に360mlの水とといだ米を入れ、30分程浸す。

②塩 小2/3、酒 大1、オリーブオイル 小2を加え混ぜ、空豆としらすを入れる。

③蓋をして強めの中火にかけ、沸騰したら弱火にして10分。

④火を止めて15分程蒸らす。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所